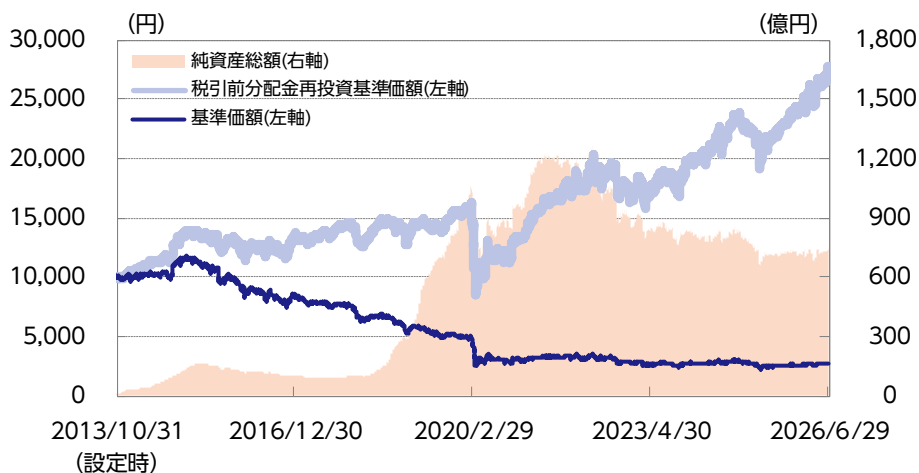




## 運用実績 毎月決算型

### 基準価額・純資産の推移



### 基準価額および純資産総額

|       |        |
|-------|--------|
| 基準価額  | 2,757円 |
| 前月末比  | 106円   |
| 純資産総額 | 746億円  |

### 分配の推移 (1万口当り、税引前)

|         |          |         |
|---------|----------|---------|
| 第146期   | 2025年12月 | 30円     |
| 第147期   | 2026年01月 | 30円     |
| 第148期   | 2026年02月 | 30円     |
| 第149期   | 2026年03月 | 30円     |
| 第150期   | 2026年04月 | 30円     |
| 第151期   | 2026年05月 | 30円     |
| 第152期   | 2026年06月 | 30円     |
| 直近1年間累計 |          | 360円    |
| 設定来累計額  |          | 12,330円 |

### 基準価額の騰落率 (税引前分配金再投資)

|      | 1ヵ月  | 3ヵ月   | 6ヵ月   | 1年    | 3年    | 設定来    |
|------|------|-------|-------|-------|-------|--------|
| ファンド | 4.0% | 13.7% | 14.8% | 29.0% | 49.9% | 177.7% |

※上記は過去の実績であり、将来の運用成果等を保証するものではありません。

※基準価額は実質的な信託報酬控除後のものです。税引前分配金再投資基準価額は分配金(税引前)を再投資したものとして計算しております。なお、信託報酬率は「手続・手数料等」の「ファンドの費用」をご覧ください。

※運用状況によっては、分配金額が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。分配金は信託財産から支払いますので、基準価額が下がる要因となります。収益分配金には普通分配金に対して所得税および地方税がかかります(個人受益者の場合)。

※ファンド騰落率は分配金(税引前)を再投資したものとして計算しており、実際の投資家利回りとは異なります。

※基準価額の前月末比は、決算日到来月に分配金支払実績がある場合、分配金込みで算出しています。

### 組入比率

|                                        |       |
|----------------------------------------|-------|
| 適格機関投資家私募 アライアンス・バーンスタイン・コクサイ・リート・ファンド | 99.2% |
| ニッセイマネースtockマザーファンド                    | 0.0%  |
| 短期金融資産等                                | 0.8%  |

※対純資産総額比

ファンドの最新情報、レポート、動画等ははこちらから

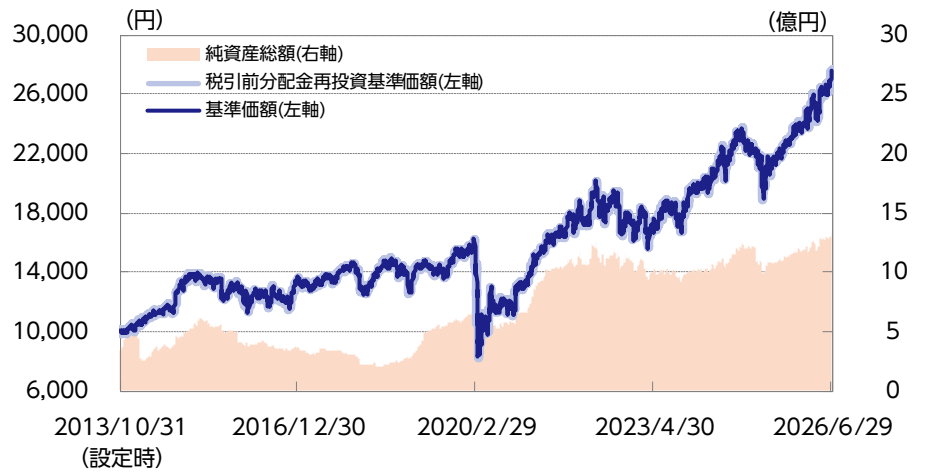
こちらのQRコードをスマホにかざすか以下のURLから

<https://www.nam.co.jp/fundinfo/nsrom/main.html>



運用実績 年 2 回 決算型

基準価額・純資産の推移



基準価額および純資産総額

|       |         |
|-------|---------|
| 基準価額  | 27,589円 |
| 前月末比  | 1,061円  |
| 純資産総額 | 13億円    |

分配の推移（1 万口当り、税引前）

|         |          |    |
|---------|----------|----|
| 第19期    | 2023年04月 | 0円 |
| 第20期    | 2023年10月 | 0円 |
| 第21期    | 2024年04月 | 0円 |
| 第22期    | 2024年10月 | 0円 |
| 第23期    | 2025年04月 | 0円 |
| 第24期    | 2025年10月 | 0円 |
| 第25期    | 2026年04月 | 0円 |
| 直近1年間累計 |          | 0円 |
| 設定来累計額  |          | 0円 |

基準価額の騰落率（税引前分配金再投資）

|      |      |       |       |       |       |        |
|------|------|-------|-------|-------|-------|--------|
|      | 1 ヵ月 | 3 ヵ月  | 6 ヵ月  | 1 年   | 3 年   | 設定来    |
| ファンド | 4.0% | 13.8% | 14.9% | 29.2% | 50.2% | 175.9% |

※上記は過去の実績であり、将来の運用成果等を保証するものではありません。  
※基準価額は実質的な信託報酬控除後のものです。税引前分配金再投資基準価額は分配金（税引前）を再投資したものと計算しております。なお、信託報酬率は「手続・手数料等」の「ファンドの費用」をご覧ください。  
※運用状況によっては、分配金額が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。分配金は信託財産から支払いますので、基準価額が下がる要因となります。  
収益分配金には普通分配金に対して所得税および地方税がかかります（個人受益者の場合）。  
※ファンド騰落率は分配金（税引前）を再投資したものと計算しており、実際の投資家利回りとは異なります。  
※基準価額の前月末比は、決算日到来月に分配金支払実績がある場合、分配金込みで算出しています。

組入比率

|                                        |       |
|----------------------------------------|-------|
| 適格機関投資家私募 アライアンス・バーンスタイン・コクサイ・リート・ファンド | 99.4% |
| ニッセイマネースtockマザーファンド                    | 0.0%  |
| 短期金融資産等                                | 0.6%  |

※対純資産総額比

## 投資対象ファンドの状況

※投資対象ファンドの状況は、当ファンドが主に投資対象とする「適格機関投資家私募 アライアンス・バーンスタイン・コクサイ・リート・ファンド」の状況を表示しており、以下の表およびグラフ中の数値は、上記ファンドの運用会社であるアライアンス・バーンスタイン・エル・ピーの資料（現地月末前営業日基準）に基づき、ニッセイアセットマネジメントが作成しています。

### ポートフォリオ情報

|             |       |
|-------------|-------|
| 組入銘柄予想配当利回り | 4.51% |
| 銘柄数         | 128   |

※組入銘柄予想配当利回りは、各組入銘柄の予想配当利回りを加重平均して算出したものであり、当ファンドの予想配当利回りを表すものではありません。

### リート組入比率

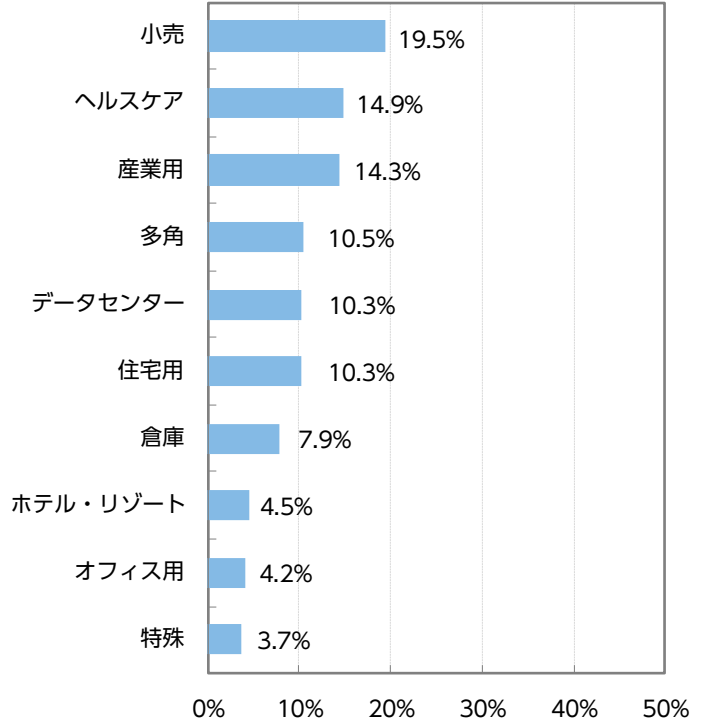
|         |       |
|---------|-------|
| リート     | 99.1% |
| 普通リート   | 88.5% |
| 優先リート ※ | 10.6% |

※対純資産総額比

※組入比率は実質比率です。以下同じです。

※優先リートとは、配当金を優先的に受け取ることができる代わりに、原則として議決権がないリートのことです。

### セクター別組入比率

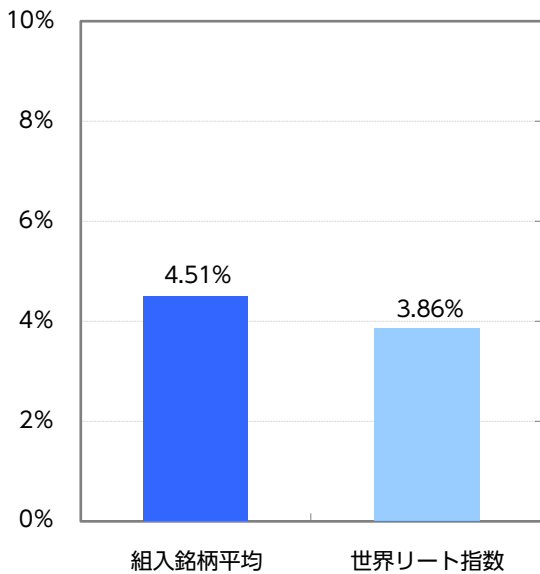


※対組入銘柄評価額比

※セクターはアライアンス・バーンスタイン・エル・ピーの分類によるものです。以下同じです。

※多角とは複数のセクターの物件を併せ持つリートのことです。

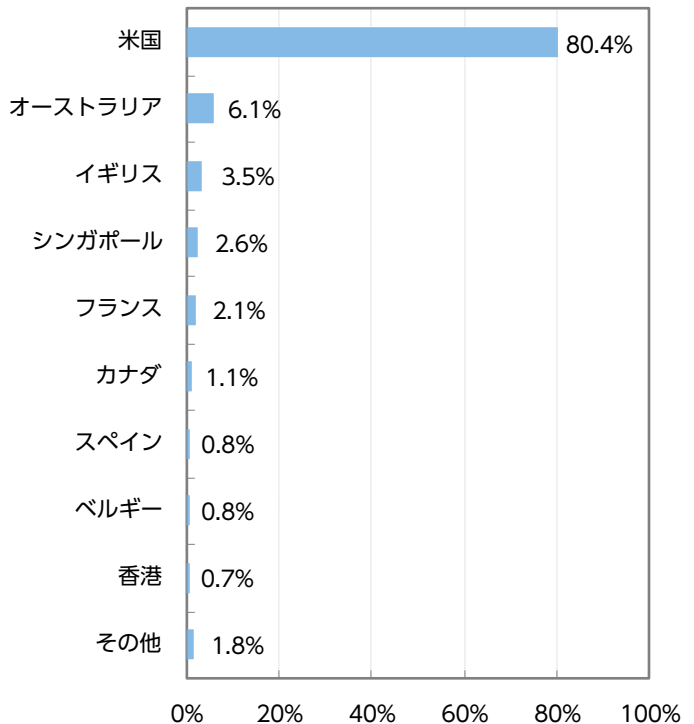
### <ご参考> 配当利回り比較



※組入銘柄平均：主要投資対象ファンド組入銘柄の予想配当利回り（加重平均）です。

※世界リート指数：S & P グローバルリート指数（除く日本）の実績配当利回りです。

### 国・地域別組入比率



※対組入銘柄評価額比

※国・地域はアライアンス・バーンスタイン・エル・ピーの分類によるものです。以下同じです。

組入上位10銘柄

|    | 銘柄                 | 国・地域 | セクター    | 比率   |
|----|--------------------|------|---------|------|
| 1  | プロロジス              | 米国   | 産業用     | 5.5% |
| 2  | エクイニクス             | 米国   | データセンター | 5.2% |
| 3  | ウェルタワー             | 米国   | ヘルスケア   | 4.6% |
| 4  | サイモン・プロパティ・グループ    | 米国   | 小売      | 4.3% |
| 5  | デジタル・リアルティ・トラスト    | 米国   | データセンター | 3.5% |
| 6  | エクストラ・スペース・ストレージ   | 米国   | 倉庫      | 3.0% |
| 7  | ブリックスモア・プロパティ・グループ | 米国   | 小売      | 2.8% |
| 8  | アメリカンヘルスケア R E I T | 米国   | ヘルスケア   | 2.6% |
| 9  | エクイティ・レジデンシャル      | 米国   | 住宅用     | 2.5% |
| 10 | サブラ・ヘルスケア・リート      | 米国   | ヘルスケア   | 2.3% |

※対組入銘柄評価額比

＜ご参考＞世界リート指数の推移



※ S & P Dow Jones Indices LLC のデータをもとにニッセイアセットマネジメントが作成しています。  
※ 世界リート指数は、S & P グローバルリート指数（除く日本）（配当込み、円ベース）です。S & P 各種指数に関する著作権、知的所有権その他一切の権利は S & P Dow Jones Indices LLC（以下「SPDJI」）に帰属します。SPDJI は SPDJI が公表する各指数またはそれに含まれるデータの正確性あるいは完全性を保証するものではなく、また SPDJI が公表する各指数またはそれに含まれるデータを利用した結果生じた事項に関して保証等の責任を負うものではありません。

※「当月の市況動向」および「ファンドの状況」、「今後の見通しと運用方針」については、アライアンス・バーンスタイン・エル・ピーの資料（現地月末前営業日基準）に基づき、ニッセイアセットマネジメントが合理的と判断した上で作成しています。

## 当月の市況動向

当月のグローバル・リート市場は上昇しました。当月は、原油価格の下落を背景にインフレ懸念が後退し、主要国の長期金利が低下したことが支援材料となりました。月初は、中東情勢を巡る不透明感や金融政策への警戒感から軟調な場面も見られましたが、米国とイランの戦闘終結やホルムズ海峡の航行正常化への期待を受けて投資家心理が改善し、月末にかけて上昇しました。地域別では、米国では利上げ観測の強まりから上値の重い場面があったものの、下旬にかけての金利低下が好感され、月間では上昇しました。欧州も前半は軟調でしたが、金利の低下が支援材料となり、月間では上昇しました。一方、アジア・太平洋地域では中東情勢を受けて弱含む場面があり、その後持ち直したものの、月間では下落しました。

当月の米ドル・円相場は前月から上昇しました。前半は、米国金利が上昇基調で推移する中、ドル・円は堅調に推移しました。15～16日にかけて開催された日銀の金融政策決定会合では、政策金利の1.0%への引き上げが決定されましたが、為替市場の反応は限定的でした。16～17日にかけて開催された米連邦公開市場委員会（FOMC）では政策金利の据え置きが決定されたものの、参加者による政策金利見通し（ドットチャート）において半数の参加者が年内の利上げを見込んでいることが示されたことから、ドル買いの動きが強まりました。月末にかけては、日本の通貨当局による為替介入が警戒されつつも、日米金利差が開いた状態が続くとの見方から、ドル・円は一段と上昇しました。月末時点では162.39円（東京市場）と前月末比3.00円のドル高・円安となりました。

当月のユーロ・円相場は前月から小幅に下落しました。前半は、方向感に乏しいもみ合いの展開となりました。欧州中央銀行（ECB）理事会および日銀の金融政策決定会合において、それぞれ0.25%の利上げが決定されたものの、いずれも市場予想通りであったことから、為替市場の反応は限定的でした。後半は、米国とイランの間で戦闘終結に向けた暫定合意が成立したことで中東情勢緊迫化への懸念が和らぎ、原油価格の下落に伴って欧州のインフレ圧力が後退するとの見方などから、ユーロ・円は下落基調で推移しました。月末にかけては、日本政府が7月にもまとめる「経済財政運営と改革の基本方針（骨太の方針）」において、「日銀による適切な金融政策運営が行われることも非常に重要だ」と明記する方針との報道を受けて、一部の市場参加者が日銀の追加利上げをけん制する内容と受け止め、ユーロ・円は下げ幅を一部縮小しました。月末時点では185.35円（東京市場）と前月末比0.31円のユーロ安・円高となりました。

## ファンドの状況

各ファンドでは、「適格機関投資家私募 アライアンス・バーンスタイン・コクサイ・リート・ファンド」を通じて、米国を中心に地域・セクターともに分散されたリート銘柄に実質的に投資を行いました。

各ファンドの基準価額は、保有銘柄の価格上昇などにより、毎月決算型は+3.97%の上昇、年2回決算型は+4.00%の上昇となりました。

個別銘柄では、COP Tディフェンス・プロパティーズ（米国、オフィス用）やライマン・ホスピタリティ・プロパティーズ（米国、ホテル・リゾート）等が上昇し、サブラ・ヘルスケア・リート（米国、ヘルスケア）等が下落しました。

## 今後の見通しと運用方針

2026年後半にかけては、人工知能（AI）・半導体関連銘柄が引き続き市場の中心テーマとなる一方、AIインフラなどへの巨額投資の回収可能性や需給動向を巡る不透明感が徐々に意識される可能性があります。その場合、これまで上昇を主導してきた成長株から、相対的に割安感が残る米国リートなど、高配当セクターへ資金がシフトする動きが進展する余地があるとみています。リート市場は年初来で堅調なパフォーマンスを示しているものの、割安な状態は完全には解消されていません。また、原油価格の落ち着きやインフレ圧力の緩和を受けて追加利上げ懸念が後退すれば、長期金利の安定化を通じてリートの投資環境は改善しやすいと考えられます。

米国外では、ユーロ圏の景気は減速が見込まれるものの、良好な雇用環境や財政支出の拡大が景気を下支えし、底堅く推移すると予想されます。ただし、ECBによる追加利上げ観測が残ることから、金利上昇による調達コストの増加などが欧州リートの重荷となる可能性には留意が必要です。オーストラリアでは、5月の消費者物価指数（CPI）は鈍化したものの物価上昇圧力は依然として高く、オーストラリア準備銀行（RBA：中央銀行）は当面金利の据え置きを維持しつつ、2026年後半の追加利上げ余地を残しており、追加利上げリスクが引き続き意識されやすい状況となっています。

運用においては、利回りの高さや割安度のみならず、ディフェンシブ性（景気動向に左右されにくい特性）と財務健全性のバランスを重視しています。賃貸需要やキャッシュフローの中長期安定成長が見込める銘柄を中心にポートフォリオを構築します。セクター別では、引き続き屋外型ショッピングセンターを中心とした小売、大都市での需要がけん引するホテル・リゾートを選好しています。また、データセンターについては、良好な需要を背景に収益成長の可能性が高いと判断し、組入比率は高めを維持しています。景気の影響を受けにくいヘルスケアについて、稼働率の成長が顕著なシニア・ハウジングを選好しています。一方で、関税政策に伴う不透明感から、産業施設の需給環境は弱含みで推移すると見込まれています。また、オフィス用は底打ちの兆しがあるものの、需要の本格回復は限定的です。住宅用についても、新型コロナウイルス流行期の過剰供給の影響が残存しており、需給調整には時間を要することなどから、引き続き保有を抑えています。また、住宅販売の停滞による悪影響を受け、需要が依然として低調に推移しており、個人向け倉庫の組入比率を抑える方針を維持しています。こうした需給環境や業績の弱さが懸念されるセクターについては相対的に組入比率を抑える方針としています。

当ファンドにおいては、保有物件のキャッシュフロー見通しやバランスシートの健全性、経営陣の運営力を精査しつつ、魅力的な投資機会の発掘に努めてまいります。

※ 上記の運用方針・市場見通しは、「アライアンス・バーンスタイン・コクサイ・リート・マザーファンド」に関するコメントです。

## 運用体制

原則作成基準日時点で入手しうる情報に基づきます。

2026年3月31日時点

|       |         |
|-------|---------|
| 運用責任者 | 笹岡 洋委智※ |
| 経験年数  | 31年     |
| 運用担当部 | 外部運用部   |

※当ファンドの実質的な運用は、アライアンス・バーンスタインが行います。



## ファンドの特色

- ①海外のリート（不動産投資信託）を実質的な主要投資対象とします。
- ②原則として、対円で為替ヘッジ※は行いません。
- ※為替ヘッジとは、為替変動による資産価値の変動を回避する取引のことをいいます。
- ③「毎月決算型」と「年2回決算型」の2つのファンドから選択いただけます。
- ※分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向、残存信託期間等を勘案して決定します。
- ※将来の分配金の支払いおよび水準について、保証するものではありません。

## 投資リスク

※ご購入に際しては、投資信託説明書（交付目論見書）の内容を十分にお読みください。

## 基準価額の変動要因

- ファンド（指定投資信託証券を含みます）は、値動きのある有価証券等（外貨建資産には為替変動リスクもあります）に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資元本を割込むことがあります。
- ファンドは、預貯金とは異なり、投資元本および利回りの保証はありません。運用成果（損益）はすべて投資者の皆様のもとなりますので、ファンドのリスクを十分にご認識ください。

## 主な変動要因

|                               |                       |                                                                                                                                          |
|-------------------------------|-----------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 不動産<br>投資信託<br>(リート)<br>投資リスク | 保有不動産に関するリスク          | リー트의価格は、リートが保有する不動産の価値および賃貸料収入の増減等、また不動産市況や景気動向等の影響を受け変動します。<br>リートが保有する不動産の賃貸料や稼働率の低下、また自然災害等によって保有する不動産に損害等が生じた場合、リーートの価格が下落することがあります。 |
|                               | 金利変動リスク               | リートは、金利が上昇する場合、他の債券の利回り等との比較から売却され、価格が下落することがあります。<br>また、金融機関等から借入れを行うリートは、金利上昇時には金利負担の増加により収益性が悪化し、リーートの価格が下落することがあります。                 |
|                               | 信用リスク                 | リートは一般の法人と同様に倒産のリスクがあり、リーートの経営や財務状況が悪化した場合、リーートの価格が下落することがあります。                                                                          |
|                               | リートおよび不動産等の法制度に関するリスク | リートおよび不動産等に関する法制度（税制・建築規制等）の変更により不動産の価値および収益性が低下する場合、リーートの価格が下落することおよび分配金が減少することがあります。                                                   |
| 為替変動リスク                       |                       | 原則として対円で為替ヘッジを行わないため、外貨建資産については、為替変動の影響を直接的に受けます。一般に円高局面ではファンドの資産価値が減少します。                                                               |
| カントリーリスク                      |                       | 外国の資産に投資するため、各国の政治・経済情勢、外国為替規制、資本規制等による影響を受け、ファンドの資産価値が減少する可能性があります。                                                                     |
| 流動性リスク                        |                       | 市場規模が小さいまたは取引量が少ない場合、市場実勢から予期される時期または価格で取引が行えず、損失を被る可能性があります。                                                                            |

❗ 基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

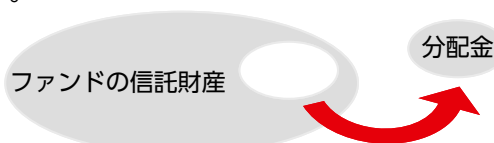
## その他の留意点

- ファンドは、多量の換金の申込みが発生し換金代金を短期間で手当てする必要がある場合や組入資産の主たる取引市場において市場環境が急変した場合等には、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引ができないリスク、取引量が限定されるリスク等が顕在します。
- これらにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性、換金の申込みの受付けを中止する、また既に受付けた換金の申込みの受付けを取消しする可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性があります。

## 分配金に関する留意事項

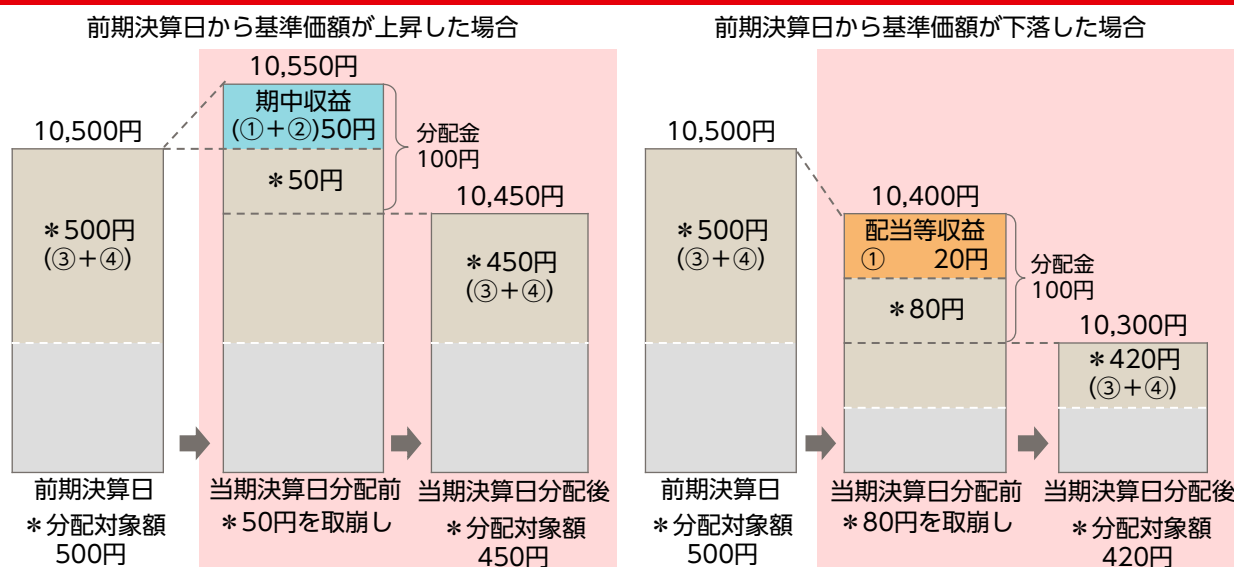
- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの信託財産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

ファンドで分配金が支払われるイメージ



- 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

### 計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合



※分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、収益分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

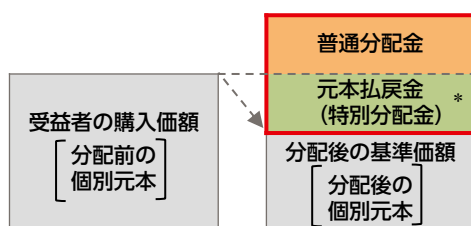
分配準備積立金：期中収益（①および②）のうち、当期の分配金として支払われず信託財産に留保された金額をいい、次期以降の分配金の支払いにあてることができます。

収益調整金：追加型株式投資信託において追加設定が行われることによって、既存の受益者の分配対象額が減らないようにするために設けられた勘定です。

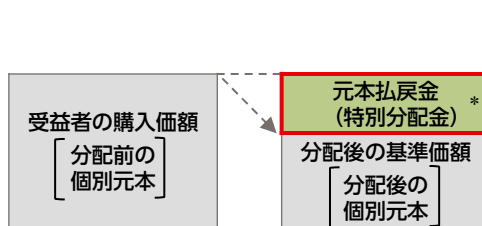
！上記はイメージ図であり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

- 受益者のファンドの購入価額によっては、支払われる分配金の一部または全部が実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

### 分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



### 分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



\* 実質的に元本の一部払戻しに相当する元本払戻金（特別分配金）が支払われると、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金（特別分配金）部分は非課税扱いとなります。

普通分配金：個別元本（受益者のファンドの購入価額）を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金（特別分配金）：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の受益者の個別元本は、元本払戻金（特別分配金）の額だけ減少します。

※普通分配金に対する課税については、投資信託説明書（交付目論見書）をご覧ください。



## 手続・手数料等

※基準価額は便宜上1万口当りに換算した価額で表示されます。

### お申込みメモ

|        |        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|--------|--------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 購入時    | 購入単位   | 販売会社が定める単位とします。                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|        | 購入価額   | 購入申込受付日の翌営業日の基準価額とします。                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 換金時    | 換金価額   | 換金申込受付日の翌営業日の基準価額とします。                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|        | 換金代金   | 換金申込受付日から起算して、原則として7営業日目からお支払いします。                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 申込について | 申込締切時間 | 原則として毎営業日の午後3時30分までに販売会社の手続きが完了したものを当日受付分とします。ただし、申込締切時間は販売会社によって異なる場合がありますので、詳しくは販売会社にご確認ください。                                                                                                                                                                                                         |
|        | 申込不可日  | 申込日または申込日の翌営業日がニューヨーク証券取引所、ニューヨークの銀行のいずれかの休業日と同日の場合は、購入・換金・スイッチングの申込みの受け付けを行いません。<br>海外休日カレンダー： <a href="https://www.nam.co.jp/fundinfo/calendar/holiday.html#hdg17">https://www.nam.co.jp/fundinfo/calendar/holiday.html#hdg17</a>                                                                     |
| 決算・分配  | 決算日    | 毎月決算型：毎月25日 / 年2回決算型：4・10月の各25日（該当日が休業日の場合は翌営業日）                                                                                                                                                                                                                                                        |
|        | 収益分配   | 毎決算日に、収益分配方針に基づき収益分配を行います。なお、「毎月決算型」は年12回、「年2回決算型」は年2回の決算となります。                                                                                                                                                                                                                                         |
| その他    | 信託期間   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・毎月決算型<br/>2033年10月25日まで（設定日：2013年10月31日）</li> <li>・年2回決算型<br/>2044年4月25日まで（設定日：2013年10月31日）</li> </ul>                                                                                                                                                          |
|        | 繰上償還   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・投資対象とする「適格機関投資家私募 アライアンス・バーンスタイン・コクサイ・リート・ファンド」が存続しないこととなる場合には、各ファンドを繰上償還します。</li> <li>・各ファンドにおいて、受益権の口数が30億口を下回っている場合等には、委託会社はあらかじめ受益者に書面により通知する等の手続きを経て、ファンドを繰上償還させることがあります。</li> </ul>                                                                       |
|        | 課税関係   | <p>課税上は株式投資信託として取扱われます。<br/>配当控除、益金不算入制度の適用はありません。<br/>公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合にNISA（少額投資非課税制度）の対象となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「毎月決算型」は、NISAの対象となりません。</li> <li>・「年2回決算型」は、NISAの「成長投資枠（特定非課税管理勘定）」の対象となります。</li> </ul> <p>ただし、販売会社により取扱いが異なる場合があります。<br/>詳しくは、販売会社にお問合せください。</p> |
|        | スイッチング | <p>「毎月決算型」と「年2回決算型」との間でスイッチングが可能です。スイッチングの際には、購入時と同様に販売会社が定める購入時手数料がかかる場合があります。また、換金時と同様に税金がかかる場合があります。</p> <p>※販売会社によっては、どちらか一方のファンドのみの取扱いとなる場合やスイッチングの取扱いを行わない場合があります。詳しくは販売会社にお問合せください。</p>                                                                                                          |

 ご購入に際しては、投資信託説明書（交付目論見書）の内容を十分にお読みください。

ファンドの費用

| 投資者が直接的に負担する費用      |                     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |                     |                 |                         |               |              |       |       |                |                     |       |       |                   |       |       |            |       |
|---------------------|---------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------|-----------------|-------------------------|---------------|--------------|-------|-------|----------------|---------------------|-------|-------|-------------------|-------|-------|------------|-------|
| 購入時                 | 購入時手数料              | 購入申込受付日の翌営業日の基準価額に <b>3.3%（税抜3.0%）を上限</b> として販売会社が独自に定める率をかけた額とします。<br>※ 料率は変更となる場合があります。詳しくは販売会社にお問合せください。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |                     |                 |                         |               |              |       |       |                |                     |       |       |                   |       |       |            |       |
| 換金時                 | 信託財産留保額             | ありません。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |                     |                 |                         |               |              |       |       |                |                     |       |       |                   |       |       |            |       |
| 投資者が信託財産で間接的に負担する費用 |                     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |                     |                 |                         |               |              |       |       |                |                     |       |       |                   |       |       |            |       |
| 毎 日                 | 運用管理費用<br>(信 託 報 酬) | 各ファンド（「毎月決算型」「年2回決算型」）の純資産総額に信託報酬率をかけた額とし、各ファンドからご負担いただきます。信託報酬率は以下の通り各ファンドの純資産総額に応じて定まり、その上限料率は年率1.133%（税抜1.03%）となります。<br>また、各ファンドが投資対象とする「適格機関投資家私募 アライアンス・バーンスタイン・コクサイ・リート・ファンド」（以下「コクサイ・リート・ファンド」ということがあります）では、以下の通りコクサイ・リート・ファンドの純資産総額に応じて信託報酬率が定まり、運用管理費用（信託報酬）がかかります（ニッセイマネーストックマザーファンドには、運用管理費用（信託報酬）はかかりません）。<br>投資対象とするコクサイ・リート・ファンドの運用管理費用（信託報酬）を含めた各ファンドの実質的な運用管理費用（信託報酬）※ <sup>1</sup> は、各ファンドの純資産総額に <b>最大で年率1.65%（税抜1.5%）程度</b> をかけた額となります。<br>※ <sup>1</sup> 各ファンドの信託報酬率は、毎月決算型および年2回決算型の各々の純資産総額に応じて変動します。また、各ファンドが投資するコクサイ・リート・ファンドの信託報酬率は、コクサイ・リート・ファンドの純資産総額に応じて変動するため、投資者が負担する実質的な運用管理費用（信託報酬）は変動します。 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |                     |                 |                         |               |              |       |       |                |                     |       |       |                   |       |       |            |       |
|                     |                     | 信託報酬率および各ファンドの信託報酬率の配分（年率・税抜）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |                     |                 |                         |               |              |       |       |                |                     |       |       |                   |       |       |            |       |
|                     |                     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | <table><tr><th>純資産総額※<sup>2</sup></th><th>各ファンドの<br/>信託報酬率</th><th>コクサイ・リート・<br/>ファンドの信託報酬率</th><th>実質的な<br/>信託報酬率</th></tr><tr><td>1,000億円超 の部分</td><td>1.03%</td><td>0.47%</td><td rowspan="4">最大で<br/>1.50%程度</td></tr><tr><td>500億円超 1,000億円以下の部分</td><td>0.98%</td><td>0.52%</td></tr><tr><td>100億円超 500億円以下の部分</td><td>0.90%</td><td>0.60%</td></tr><tr><td>100億円以下の部分</td><td>0.88%</td><td>0.62%</td></tr></table><br>※ <sup>2</sup> 各ファンドの信託報酬率は、毎月決算型および年2回決算型の各々の純資産総額に応じて定まります。また、各ファンドが投資するコクサイ・リート・ファンドの信託報酬率は、コクサイ・リート・ファンドの純資産総額に応じて定まります。 | 純資産総額※ <sup>2</sup> | 各ファンドの<br>信託報酬率 | コクサイ・リート・<br>ファンドの信託報酬率 | 実質的な<br>信託報酬率 | 1,000億円超 の部分 | 1.03% | 0.47% | 最大で<br>1.50%程度 | 500億円超 1,000億円以下の部分 | 0.98% | 0.52% | 100億円超 500億円以下の部分 | 0.90% | 0.60% | 100億円以下の部分 | 0.88% |
| 純資産総額※ <sup>2</sup> | 各ファンドの<br>信託報酬率     | コクサイ・リート・<br>ファンドの信託報酬率                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 実質的な<br>信託報酬率                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |                     |                 |                         |               |              |       |       |                |                     |       |       |                   |       |       |            |       |
| 1,000億円超 の部分        | 1.03%               | 0.47%                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 最大で<br>1.50%程度                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |                     |                 |                         |               |              |       |       |                |                     |       |       |                   |       |       |            |       |
| 500億円超 1,000億円以下の部分 | 0.98%               | 0.52%                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |                     |                 |                         |               |              |       |       |                |                     |       |       |                   |       |       |            |       |
| 100億円超 500億円以下の部分   | 0.90%               | 0.60%                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |                     |                 |                         |               |              |       |       |                |                     |       |       |                   |       |       |            |       |
| 100億円以下の部分          | 0.88%               | 0.62%                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |                     |                 |                         |               |              |       |       |                |                     |       |       |                   |       |       |            |       |
|                     | 監 査 費 用             | ファンドの純資産総額に年率0.011%（税抜0.01%）をかけた額を上限とし、ファンドからご負担いただきます。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |                     |                 |                         |               |              |       |       |                |                     |       |       |                   |       |       |            |       |
| 随 時                 | その他の費用・<br>手数料      | 組入有価証券の売買委託手数料、信託事務の諸費用および借入金の利息等はファンドからご負担いただきます。これらの費用は運用状況等により変動するため、事前に料率・上限額等を記載することはできません。<br>また、ファンドが投資対象とする「適格機関投資家私募 アライアンス・バーンスタイン・コクサイ・リート・ファンド」において、実質的に投資するリートには運用報酬等の費用がかかり、ファンドから実質的にご負担いただきますが、銘柄等が固定されていないため、事前に料率・上限額等を記載することはできません。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |                     |                 |                         |               |              |       |       |                |                     |       |       |                   |       |       |            |       |

❗ 当該費用の合計額、その上限額および計算方法は、運用状況および受益者の保有期間等により異なるため、事前に記載することはできません。

❗ 詳しくは、投資信託説明書（交付目論見書）をご覧ください。

税金

- 分配時の普通分配金、換金（解約）時および償還時の差益（譲渡益）に対して、所得税および地方税がかかります。詳しくは、投資信託説明書（交付目論見書）をご覧ください。
- ・少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」は少額上場株式等に関する非課税制度であり、NISAをご利用の場合、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たしたファンドを購入するなど、一定の条件に該当する方となります。詳しくは、販売会社にお問合せください。
  - ・外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が投資信託説明書（交付目論見書）の記載と異なる場合があります。
  - ・法人の場合は上記とは異なります。
  - ・税金の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

|                                                                          |                                                                                                                                              |
|--------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 委託会社【ファンドの運用の指図を行います】                                                    | ファンドに関するお問合せ先                                                                                                                                |
| ニッセイアセットマネジメント株式会社<br>金融商品取引業者登録番号 関東財務局長（金商）第369号<br>加入協会：一般社団法人資産運用業協会 | ニッセイアセットマネジメント株式会社<br>コールセンター 0120-762-506<br>9:00～17:00（土日祝日・年末年始を除く）<br>ホームページ <a href="https://www.nam.co.jp/">https://www.nam.co.jp/</a> |
| 受託会社【ファンドの財産の保管および管理を行います】                                               |                                                                                                                                              |
| 株式会社りそな銀行                                                                |                                                                                                                                              |

ご留意いただきたい事項

- ①投資信託はリスクを含む商品であり、運用実績は市場環境等により変動し、運用成果（損益）はすべて投資者の皆様のもとなります。投資元本および利回りが保証された商品ではありません。
- ②当資料はニッセイアセットマネジメントが作成したものです。ご購入に際しては、販売会社よりお渡しする投資信託説明書（交付目論見書）、契約締結前交付書面等（目論見書補完書面を含む）の内容を十分にお読みになり、ご自身でご判断ください。
- ③投資信託は、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金による支払いの対象にはなりません。
- ④投資信託のお取引に関しては、クーリング・オフ（金融商品取引法第37条の6の規定）の適用はありません。
- ⑤当資料のいかなる内容も将来の運用成果等を示唆あるいは保証するものではありません。また、資金動向、市況動向等によっては方針通りの運用ができない場合があります。
- ⑥当資料は、信頼できると考えられる情報に基づいて作成しておりますが、情報の正確性、完全性を保証するものではありません。
- ⑦当資料のグラフ・数値等はあくまでも過去の実績であり、将来の投資収益を示唆あるいは保証するものではありません。また税金・手数料等を考慮しておりませんので、実質的な投資成果を示すものではありません。
- ⑧当資料にインデックス・統計資料等が記載される場合、それらの知的所有権その他の一切の権利は、その発行者および許諾者に帰属します。
- ⑨当資料の内容は原則作成基準日現在のものであり、将来予告なく変更されることがあります。

取扱販売会社一覧

※販売会社は今後変更となる場合があります。また、販売会社によっては、新規のお申込みを停止している場合もあります。  
詳しくは、販売会社または委託会社の照会先までお問合せください。

| 取扱販売会社名                               | 金融商品取引業者 | 登録金融機関 | 登録番号             | 日本証券業協会 | 一般社団法人金<br>融先物取引業協会 | 一般社団法人第二種金融商品取引業協会 | 取扱販売会社名                                 | 金融商品取引業者 | 登録金融機関 | 登録番号            | 日本証券業協会 | 一般社団法人金<br>融先物取引業協会 | 一般社団法人第二種金融商品取引業協会 |
|---------------------------------------|----------|--------|------------------|---------|---------------------|--------------------|-----------------------------------------|----------|--------|-----------------|---------|---------------------|--------------------|
| あかつき証券株式会社(※1)                        | ○        |        | 関東財務局長(金商)第67号   | ○       | ○                   |                    | 株式会社SBI新生銀行（委託金融商品取引業者 株式会社SBI証券）       | ○        |        | 関東財務局長(登金)第10号  | ○       |                     | ○                  |
| 株式会社SBI証券                             | ○        |        | 関東財務局長(金商)第44号   | ○       | ○                   | ○                  | 株式会社SBI新生銀行（委託金融商品取引業者 マネックス証券株式会社）(※2) | ○        |        | 関東財務局長(登金)第10号  | ○       |                     | ○                  |
| 岡三証券株式会社(※1,※3)                       | ○        |        | 関東財務局長(金商)第53号   | ○       | ○                   | ○                  | 株式会社関西みらい銀行                             | ○        |        | 近畿財務局長(登金)第7号   | ○       |                     | ○                  |
| 大熊本証券株式会社(※1)                         | ○        |        | 九州財務局長(金商)第1号    | ○       |                     |                    | 株式会社埼玉りそな銀行                             | ○        |        | 関東財務局長(登金)第593号 | ○       |                     | ○                  |
| 東海東京証券株式会社(※4)                        | ○        |        | 東海財務局長(金商)第140号  | ○       | ○                   | ○                  | 株式会社千葉銀行(※1,※3)                         | ○        |        | 関東財務局長(登金)第39号  | ○       |                     | ○                  |
| 松井証券株式会社                              | ○        |        | 関東財務局長(金商)第164号  | ○       |                     | ○                  | 株式会社長崎銀行(※1)                            | ○        |        | 福岡財務支局長(登金)第11号 | ○       |                     |                    |
| マネックス証券株式会社(※2)                       | ○        |        | 関東財務局長(金商)第165号  | ○       | ○                   | ○                  | 株式会社ゆうちょ銀行                              | ○        |        | 関東財務局長(登金)第611号 | ○       |                     |                    |
| 三菱UFJ eスマート証券株式会社                     | ○        |        | 関東財務局長(金商)第61号   | ○       | ○                   | ○                  | 株式会社りそな銀行                               | ○        |        | 近畿財務局長(登金)第3号   | ○       | ○                   | ○                  |
| moomoo証券株式会社                          | ○        |        | 関東財務局長(金商)第3335号 | ○       | ○                   |                    | 全国信用協同組合連合会(※1)                         | ○        |        | 関東財務局長(登金)第300号 |         |                     |                    |
| 楽天証券株式会社                              | ○        |        | 関東財務局長(金商)第195号  | ○       | ○                   | ○                  | ニッセイアセットマネジメント株式会社(※2)                  | ○        |        | 関東財務局長(金商)第369号 | ○       |                     |                    |
| 株式会社イオン銀行（委託金融商品取引業者 マネックス証券株式会社）(※2) | ○        |        | 関東財務局長(登金)第633号  | ○       |                     |                    |                                         |          |        |                 |         |                     |                    |

(※1)「毎月決算型」のみのお取扱いとなります。(※2)「年2回決算型」のみのお取扱いとなります。  
(※3)インターネットのみのお取扱いとなります。(※4)一般社団法人日本STO協会にも加入しております。